

千ヶ滝簡易水道給水規定

株式会社西武不動産
千ヶ滝簡易水道

2025年4月1日

目	次	
第1章	総則（第1条—第4条）	2
第2章	給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）	2
第3章	給水（第12条—第24条）	3
第4章	料金及び手数料（第25条—第34条）	6
第5章	管理（第35条—第38条）	8
第6章	貯水槽水道（第39条—第40条）	9
第7章	補則（第41条）	9

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、株式会社西武不動産（以下「管理者」という。）千ヶ滝簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 千ヶ滝簡易水道事業の給水区域は下記の千ヶ滝別荘区域とする。

大字	字名
軽井沢町大字長倉	字獅子岩、字坂下、字芹ヶ沢、字横道下、字小谷ヶ沢の全域
	字長倉山、字石海苔沢、字土所、字榊ノ下、字碓氷、字横吹、字千ヶ滝、字堰上、字信夫の一部区域

第3条 この規程において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の四種とする。

- (1) 専用給水装置 1（世帯、戸）又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2（世帯、戸）若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 臨時用給水栓 専用給水装置であって工事中のため1年以下の期限に限り使用するもの。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2. 私設消火栓は管理者が適当と認めたものに限りその設置を許可する。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施工)

第7条 給水装置工事は、管理者又は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

2. 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(分水工事においては管理者が指定する係員の立会を必要とする。)

3. 第1項の規定により管理者又は、指定給水装置事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の合意書等の提出を求めることができる。

4. 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行するものは、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。）第4条に定める基準に適合させるとともに、同上に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2. 管理者が、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3. 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費

(2) 運搬費

- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監査費
- (6) 間接経費

2. 前項各項に定めるものの他、特別費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3. 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込むものは、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事について、この限りではない。

2. 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この規程による場合のほか、制限又は停止することはない。

2. 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3. 第1項の規程による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(様式第1号)

(給水装置の所有者の代理人(給水装置管理人)以下管理人という)

第14条 給水装置の所有者が軽井沢町内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この規程に定める事項を処理させるため、軽井沢町内に居住する代理人を置かなければならない。ただし管理者が代理人の選任の必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、町内在住の管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(様式第2号)

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めたる者

2. 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2. メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

3. メーターの設置場所に点検、又は修理を妨害するような物をおき、又は工作物、植木等を設けてはならない。

4. 前項に違反したときは、給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という)に、原状回復を勧告し履行しないときは、管理者が施行しその費用を水道使用者等から徴収できる。

5. 管理者が、必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更し、水道使用者等からその費用を徴収できる。

(メーターの種類)

第17条 水道メーターは、貸与メーターと、自設メーターの2種類とする。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は、管理人若しくは水道使用者等に保管させる。

2. 前項の保管者は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3. 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(自設メーター)

第19条 自設メーターとは、管理者の承認をうけ、水道使用者等が設置したメーターをいう。

2. 自設メーターは、計量法第18条に規定された有効期間8年を満了してなお引き続き使用する場合は、同法19条に定められた定期検査を受けて使用しなければならない。
3. 第2項のメーターの定期検査に係る費用は、水道使用者等の負担とする。
4. 第2項のメーターの有効期間が満了した場合、管理者に申込み貸与メーターに切り替えることができる。
(水道の使用の中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を休止、又は再開するとき。 (様式第3号)
- (2) 水道の使用をやめるとき。 (様式第4号)
- (3) 用途を変更するとき。 (様式第5号)
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 (様式第6号)
- (5) 臨時に使用するとき。 (様式第1号)
2. 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、管理者に届けなければならない。
- (1) 給水装置の所有者、使用者の氏名又は住所にその他届出事項に変更があったとき。 (様式第7号)
- (2) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 (様式第2号)
- (3) 消防用として水道を使用したとき。 (様式第6号)
- (4) 水道使用者および管理人は、水道の閉栓を行ったとき。 (様式第11号)

(給水装置の休止、再開及び廃止の取扱)

第21条 給水装置の休止、再開及び廃止した場合の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の休止届けを提出した場合の休止期間は、1年以上5年未満とし、5年を経過したものは廃止とする。
- (2) 給水装置の再開届けを提出した場合、規程7条2項に定める工事検査を受けなければならない。
- (3) 給水装置が廃止となった場合は、当該区域に給水装置を新設しようとするものは、全て新規の取扱とする。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2. 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する係員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は善良なる管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2. 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、道路上において管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
3. 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から所定の様式で請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

(様式第9号)

2. 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

なお、使用者が不明の場合は、水道使用者等が使用したものとみなして徴収する。

2. 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

第26条 料金は別表1、別表2、別表3、別表4に掲げる金額のとおりとする。

2. 前項の表に掲げる次の用語の意義は、当該各号の一に定めるところによる。

- (1) 一般用 営業用及び臨時用以外に水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用 料理店、旅館、寮、クリーニング店、飲食店、事務所その他営業に水道を使用する場合をいう。
- (3) 季節一般用 別荘等の季節的に使用する場合をいう。
- (4) 季節営業用 寮等の季節的に使用する場合をいう。
- (5) 臨時用 水道を臨時に使用する場合をいう。

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日に属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率に異なる二種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明なとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

2. 使用水量を認定する場合には、前年同期の使用水量を参考とし、その他の事情を考慮して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたいときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用期間が15日未満で、かつ使用水量が、別表1の基本水量の2分の1未満のとき、基本料金は2分の1とする。
- (2) 使用期間が15日以上の場合、または使用水量が基本水量の2分の1以上のときは、基本料金は1ヶ月として算定した金額。
- (3) メーター使用量は、使用日数にかかわらず1ヶ月の金額とする。
- (4) 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。
- (5) 前(1)、(2)号の規定にかかわらず、季節用料金は基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計額を徴収する。
- (6) 水道使用者において水道の休止届けを提出し、1年以上にわたり水道の使用を休止した場合等、管理者は基本料金の減額をすることができる。

(様式第3号)

- (7) (1)号～(6)号以外の特別な事情で、所定の様式にて申請がなされた場合、管理者は実情に応じ料金を減免することができる。

(様式第10号)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。

2. 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、請求書により原則として銀行振込又は集金の方法により徴収する。

- (1) 一般用および営業用の料金は、2ヶ月に1回の徴収とする。
- (2) 季節用料金は、1年に1回の徴収とする。
- (3) 臨時使用の場合は、使用をやめたときメーターの点検をし、徴収する。

(加入金の徴収)

第32条 水道施設の健全な運営を確保するため、給水装置の新設を行う場合においては、管理者の定める加入金を別表3により徴収する。

2. 前項の加入金は、給水装置の新設工事の工事申込書提出と同時に徴収する。

(手数料)

第33条 手数料は、別表4により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由

があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この規程によって

納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。(要綱)

2. 料金の減免を受けようとする者は、管理者の定める水道料金減免申請書(様式第10号)に次の書類を添付し申し出なければならない。

- (1) 修繕証明書(様式第12号)
- (2) 写真
- (3) 火災及び非常災害等の場合、その証明書

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2. 管理者は、水道の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第37条 管理者は次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第25条の料金、又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由なくて、第27条の使用水量の計量、又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し・廃止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ給水装置の使用者がいなくとき。
- (2) 給水装置が、休止届を提出し使用中止の状態にあつて5年以上経過し、将来使用の見込みがないと認められたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道(水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の管理者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2. 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(水道法第3条第7項に規定する簡易水道をいう。以下同じ。)の設置者は、水道法の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2. 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽の設置者は、小規模水道維持管理指導要綱(昭和61年8月29日付食第356号長野県衛生部長通知)に定める、次の事項により当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期的に行うこと。
- (2) 有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる次項のうち必要なものについて検査を行うこと。

第7章 補則

(委任)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

- (1) この規程は、平成15年4月1日より適用する。
- (2) 昭和59年4月1日 改正
- (3) 平成元年4月1日 改正
- (4) 平成6年4月1日 改正
- (5) 平成9年4月1日 改正
- (6) 平成10年4月1日 改正
- (7) 平成15年4月1日 改正
- (8) 平成16年4月1日 改正
- (9) 2014年(平成26年)4月1日 改正
- (10) 2019年(令和元年)10月1日 消費税変更
- (11) 2022年(令和4年)4月1日 商号変更
- (12) 2025年(令和7年)4月1日 商号変更

別表1 水道料金

1. 常住者

2022年4月1日現在

項目 用途	基本料金 (1ヶ月につき)				超過料金1m ³ につき		
	水量	料金	消費税10%	合計	料金	消費税10%	合計
一般用	10m ³ まで	850	85	935	115	11	126
営業用	10m ³ まで	1,060	106	1166	155	15	170
臨時用	10m ³ まで	3,000	300	3300	270	27	297

2. 季節利用者

項目 用途	基本料金 年間			使用水量 1m ³ につき		
	基本料金	消費税10%	合計	料金	消費税10%	合計
一般用	16,800	1,680	18,480	365	36	401
営業用	16,800	1,680	18,480	365	36	401

別表2 メーター貸付

2022年4月1日現在

項目 用途	1ヶ月あたりの使用料			年間の使用料		
	使用料金	消費税10%	合計	料金	消費税10%	合計
13mm	220	22	242	2,640	264	2,904
20mm	260	26	286	3,120	312	3,432
25mm	270	27	297	3,240	324	3,564
40mm	770	77	847	9,240	924	10,164
50mm	800	80	880	9,600	960	10,560
51mm～	要協議					

※給水管の口径は水道本管の口径により決定する。

別表3 加入金

2022年4月1日現在

口径	加入金	消費税10%	合計	備考
13mm	200,000	20,000	220,000	一般的な別荘など
20mm	500,000	50,000	550,000	大きな別荘、または保養所など
25mm	1,000,000	100,000	1,100,000	保養所、ホテル、学校など
40mm	1,500,000	150,000	1,650,000	
50mm	2,000,000	200,000	2,200,000	
51mm～	要協議			

※既に参加しており、増築等により口径を増やす場合は希望口径の差額分を支払う。

別表 4 手 数 料

2022年4月1日現在

区 分	徴 収 対 象 者	料 金	消費税10%	合 計	備 考
設計審査手数料	7条2項の設計審査を申請するむ指定工事店	1,000	100	1,100	
工事検査手数料	7条2項の設計審査申し込む指定工事店	5,000	500	5,500	
給水装置休止手数料	給水装置の所有者	1,000	100	1,100	
給水装置再開手数料	給水装置の所有者	6,000	600	6,600	
給水装置廃止手数料	給水装置の所有者または使用者	1,000	100	1,100	
指定工事店申請手数料	指定工事店申請者	10,000	1000	11,000	
その他 手数料	その都度 管理者が認定した額				